

日本学生支援機構 給付奨学生 推薦基準について

(1)人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2)学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしていること。

- ①本校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ②教科以外の学校行事等で大変優れた成果を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

(3)健康について

学校保健安全法第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

(4)家計について

申込者の世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。